

# 白岡市情報公開審議会条例の概要

## 1 制定の理由

個人情報保護に関する法律が改正され、白岡市情報公開・個人情報保護審議会を廃止し、白岡市情報公開審議会を置くことに伴い、新たに条例を制定するものである。

## 2 条例の概要

### (1) 第1条関係

白岡市情報公開審議会の設置について定める。

### (2) 第2条関係

審議会の所掌事務について定める。

### (3) 第3条関係

審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、答申が終了したときは解嘱する旨を定める。

### (4) 第4条関係

審議会に、会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選により選任する旨を定める。

### (5) 第5条関係

会議の運営について定める。

### (6) 第6条関係

委員以外の者からの意見聴取等について定める。

### (7) 第7条関係

委員の秘密の保持について定める。

### (8) 第8条関係

審議会の庶務は、総務部総務課において処理する旨を定める。

### (9) 第9条関係

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める旨を規定する。

## 3 施行期日等

(1) 附則第1項関係（施行期日）

施行期日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日とする。

(2) 附則第2項関係（白岡市情報公開・個人情報保護審議会条例の廃止）

白岡市情報公開・個人情報保護審議会条例の廃止について定める。

(3) 附則第3項関係（経過措置）

白岡市情報公開・個人情報保護審議会の委員の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない責務は、白岡市情報公開・個人情報保護審議会条例の廃止後も適用される経過措置を設ける。

(4) 附則第4項関係（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

白岡市情報公開審議会委員の報酬及び費用弁償について定める。白岡市情報公開・個人情報保護審議会委員と同額とする。

(5) 附則第5項関係（白岡市情報公開条例の一部改正）

所要の文言整理を行う。